

諮問番号：令和２年度諮問第２３号
答申番号：令和２年度答申第３３号

答 申 書

第１ 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年５月２４日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第２ 審査関係人の主張の要旨

１ 審査請求人

資力がないにもかかわらず返還金を求められているため、本件処分の取消しを求める。

２ 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第３ 審理員意見書の要旨

１ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２ 審理員意見書の理由

（１）審査請求人が受給した遡及年金について

本件についてみると、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の６の「費用返還と資力の発生時点」の答（１）のとおり、年金受給権は、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされていることから、審査請求人が遡及して年金受給権を取得した平成２３年８月から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したのものとして取り扱うこととなり、処分庁は時効期間を除いた平成２６年６月から支給した保護費相当額を返還対象としたものと認められ、処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(2) 費用返還額の決定について

審査請求人は、資力がないにもかかわらず返還を求められた旨主張しているが、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。

本件についてみると、審査請求人には必要であるとして保護が行われたが、後に、審査請求人が企業年金連合会老齢年金(以下「本件企業年金」という。)を受領したことにより、その資力を現実に活用することができる状態になったため、処分庁は、支給した保護費に相当する額の返還を事後的に求めたもので、処分庁は、法第4条第1項、第5条、第63条及び問答集の問13の6の答(1)に照らし、本件処分を行ったものと認められ、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和2年12月 3日	諮問書の受領
令和2年12月 4日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：12月18日 口頭意見陳述申立期限：12月18日
令和2年12月21日	第1回審議
令和2年12月22日	審査請求人に対する主張書面等の提出期限再通知 主張書面等の提出期限：1月13日 口頭意見陳述申立期限：1月13日
令和3年 1月19日	第2回審議
令和3年 1月20日	審査請求人に対する主張書面等の提出期限再々通知 主張書面等の提出期限：2月3日 口頭意見陳述申立期限：2月3日
令和3年 2月16日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項は、「保護の補足性」について、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 問答集の問13の6の答(1)は、「(前略) 年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したのものとして取り扱うこととなる。(後略)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成5年4月13日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- (2) 平成29年11月22日の記録票には、処分庁は審査請求人に対して、他法活用優先により、本件企業年金の受給に係る手続をしなければならないこと及び、受給した場合は、年金は収入となるため、保護費から差し引かれることを説明していることが記載されている。
- (3) 平成30年2月14日のケース記録票には、保護費から受給した年金の額を差し引かれるのに納得がいけないという審査請求人の主張に対して、処分庁が保護のしおりに基づき再度説明したことが記載されている。
- (4) 平成31年4月17日付けの企業年金連合会年金サービスセンター長からの「生活保護法第29条の規定による調査について(回答)」には、「年金額」の欄に「年額37,687円」、「支払状況」の欄に「初回支払 平成31年4月 270,091円 *直近支払、遡及分(平成23年8月～平成30年9月分)」と記載されている。
- (5) 令和元年5月24日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。本件処分の決定通知書の「3 返還決定理由」の欄には、「あなたは、平成23年8月分から同30年9月分までの企業年金270,091円を同31年4月1日に遡及受給しました。そのため、平成26年6月から同31年3月までに支給した保護費のうち270,091円については生活保

護法第63条の規定により「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」に該当しますので同法同条に基づき費用返還を決定します。」と記載されている。

(6) 令和元年7月30日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 審査請求人は、資力がないにもかかわらず返還を求める本件処分は取り消されるべきであると主張する。一方で処分庁は、この「資力があるにもかかわらず保護を受けた」とは、審査請求人が本件企業年金の受給権を有しており、処分庁から受給の手続を行うよう再三の指導を受けていたにもかかわらず、そのことに日時を要したため、資力があるにもかかわらず保護を受けることになったことを意味するものであり、本件処分は違法又は不当なものではないと主張する。

(2) 法第63条について、最高裁昭和46年6月29日第三小法廷判決（民集25巻4号650頁）は、法第4条第1項にいう要保護者に利用し得る資産等の資力があるにもかかわらず、保護の必要が急迫しているため、その資力を現実に活用することができない等の理由で同条第3項により保護を受けた保護受給者がその資力を現実に活用することができる状態になった場合の費用返還義務を定めたものであり、当該保護受給者において、その資力を現実に活用することができる状態になったのであれば、法第63条により保護費の返還義務が課せられるべきものと解するのが相当である旨述べている。また、このような解釈は、法第4条が保護の補足性の原理を定め、保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定していること（同条第1項）とも整合するものというべきである。そして、企業年金は、裁定請求の有無にかかわらず、その支給事由が生じた日に受給権が発生するものであり、当該年金の受給権は、支給事由が生じた日から客観的に存在し、受給者に帰属するため、法第63条の「資力」に該当すると言える。

(3) これを本件についてみると、審査請求人は、平成23年8月に厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく本件企業年金の受給権を取得し、平成31年4月に、平成23年8月分から平成30年9月分までの企業年金を遡及して受給したものである。審査請求人は、平成5年4月に保護開始が決定され、平成23年8月の時点で本件企業年金の受給権という資力があつたにもかかわらず、その資力を活用せずに保護を受けており、平成31年4月に当該資力が現実に活用することができる状態になったものとして、法第63条を適用し、本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点

は認められない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲